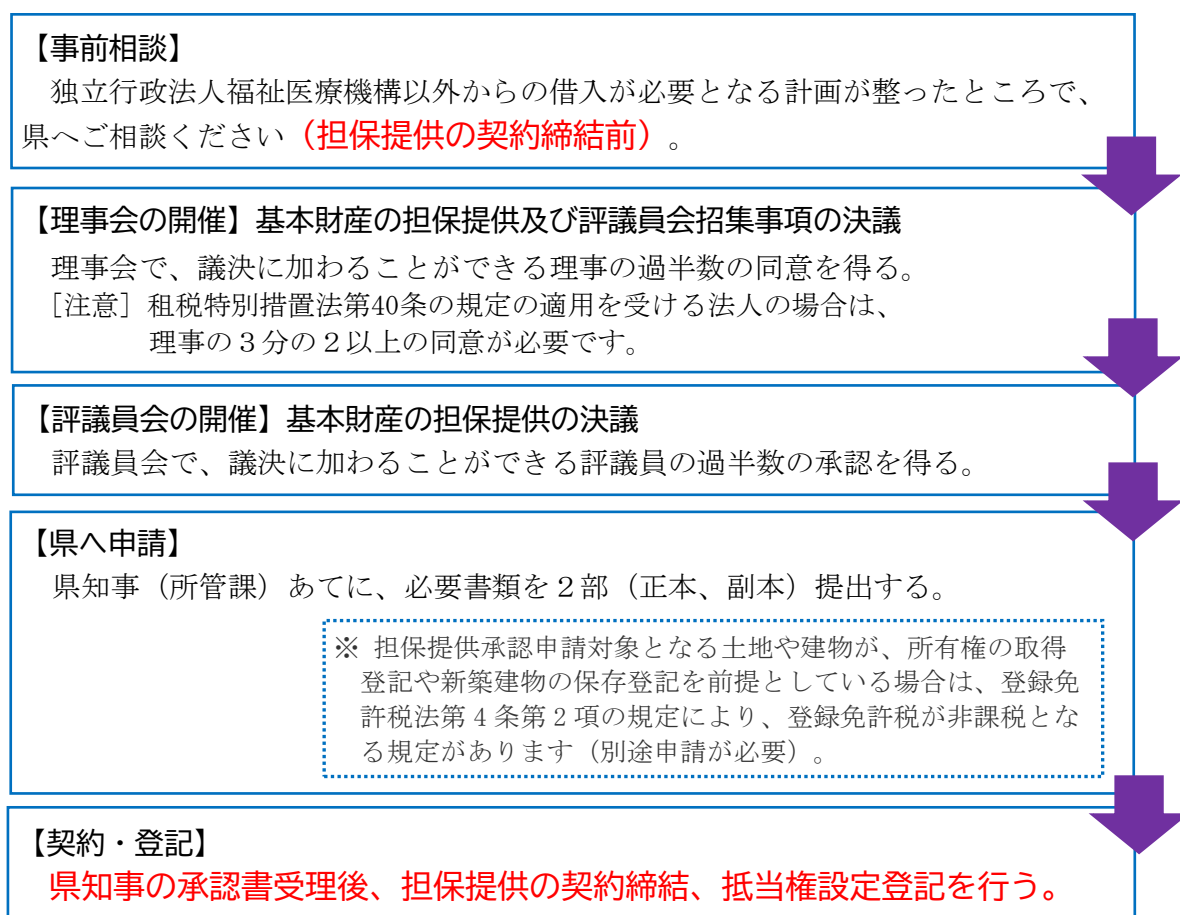


基本財産を担保提供するとき

土地の購入や施設の整備、運営費の確保を目的に資金を借り入れる際、基本財産を担保として提供する場合があります。

基本財産は、社会福祉法人が事業を行うために必要な財産であるため、担保提供（=抵当権の設定）にあたっては、抵当権が行使された場合の影響が大きいため、所轄庁の事前承認を受ける必要があります。

1. 手続きの流れ



2. 留意事項

- 法人の事業と無関係の目的で、基本財産を担保提供することはできません。
- 根抵当権の設定は認められません。
- 次の場合は、神奈川県知事の承認を必要としません。
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構に対して担保を提供する場合
 - ・ 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保を提供する場合
 - ・ （法人の定款に明記されている場合）
社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁（当該施設を所管する自治体の施設所管部局）による意見書を所轄庁に届け出た場合。
- 県のホームページでも関連資料を公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6224/jimutetsuduki.html>